

大阪府 公立高校の入試制度

【2022年度版】

入試の種類

大阪府の主な入試には、特別選抜と一般選抜があります。

●特別選抜

出願期間 2/14(月)・15(火) (音楽科は2/1・2)

試験日 学力 2/17(木) 実技・面接 2/18(金) (音楽科実技 2/13・17)

合格発表 2/28(月)

●一般選抜

出願期間

3/2(水)～4(金)

試験日 3/9(水)

合格発表 3/17(木)

特別選抜		一般選抜
建築デザイン科 インテリアデザイン科 プロダクトデザイン科 映像デザイン科 ビジュアルデザイン科 デザインシステム科 グローバル探究科 美術科	体育に関する学科 芸能文化科 演劇科 音楽科 総合造形科 エンパワメントスクール 多部単位制Ⅰ・Ⅱ部 昼夜間単位制	特別選抜実施学科以外の全日制課程 定時制課程 通信制課程 ※ここでは主に全日制について紹介します

いずれも1校1学科のみ出願可能。同じ学校内であれば第2志望まで出願可能。また、特別選抜で不合格となった場合は新たに一般選抜に出願できます。

総合点の算出

一般選抜・特別選抜ともに国数英理社の5教科（定時制は3教科）の学力検査を行います。加えて、特別選抜ではエンパワメントスクール・多部単位制Ⅰ・Ⅱ部・昼夜間単位制は面接、それ以外は実技を実施します。学力検査の国語・数学・英語は問題がA(基礎的問題)・B(標準的問題)・C(発展的問題)の3種類あり、それぞれどの問題を採用するか学校が選択します。特別選抜ではA・Bからの選択となります。実技試験の配点、試験時間は内容によって異なります。面接は配点がありません。

		国語		数学		英語		リスニング		理科	社会
		A/B	C	A/B	C	A/B	C	A/B	C		
時間(分)	特別	40	-	40	-	40	-	15	-	40	40
	一般	50		50	60	40	30	15	25	40	40
配点(点)	特別	45		45		45				45	45
	一般	90		90		90				90	90

総合点は学力と評定の合計ですが、それぞれにかける倍率が学校によって異なります。各学校がⅠ～Ⅴの掛け率のどのパターンを採用するかは事前に公表されています。

●特別選抜

・実技試験あり

学力(225点)×Ⅰ～Ⅴ+評定(1:1:3=225点)×Ⅰ～Ⅴ+実技得点=総合点

・面接あり

学力(225点)×Ⅰ～Ⅴ+評定(1:1:3=225点)×Ⅰ～Ⅴ=総合点

●一般選抜

学力(450点)×Ⅰ～Ⅴ+評定(2:2:6=450点)×Ⅰ～Ⅴ=総合点

判定資料

合否判定の材料となる資料を確認しましょう。

試験当日に行われる学力検査・実技・面接の結果以外に次の資料が用いられます。

●調査書

- ・学習の記録…1年～3年時9教科（各5段階）の成績が用いられます。評価は絶対評価ですが、チャレンジテストの結果をもとに学校のレベルによる不公平がないように調整されます。
- ・活動/行動の記録…特別活動や校内外での活動等から個性や長所を評価します。

●自己申告書

指定のテーマについて生徒自身が書いて出願時に提出します。分量はA4用紙1.5ページ程度。2022年のテーマは「あなたは、中学校等の生活（あるいはこれまでの人生）でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。」

●英語資格のスコア等

TOEFL iBT・IELTS・英検のスコア等を得点に換算し、学力検査（英語）の得点と比較して高い方を判定に利用します。

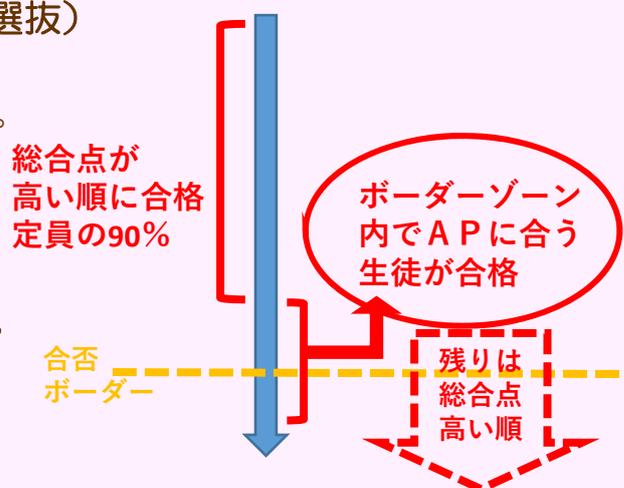
TOEFL iBT	IELTS	英検	換算率
60～120点	6.0～9.0	準1級以上	100%
50～59点	5.5	なし	90%
40～49点	5.0	2級	80%

合否判定

合否判定の方法はおおまかに2種類あります。

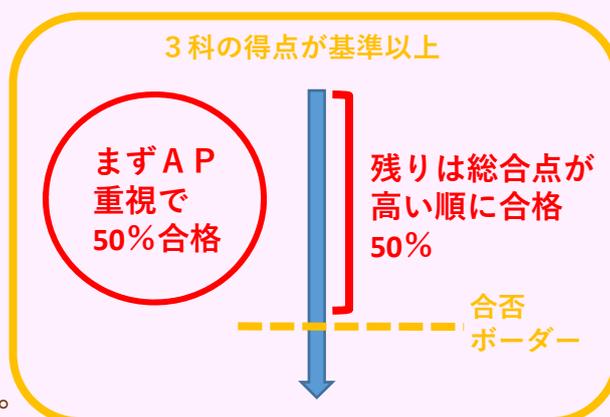
●パターン①（特別選抜[実技実施]・一般選抜）

1. 受験者を総合点の高い順に並べる。
2. 上から募集定員の90%までを合格とする。
3. 合否ボーダーライン上下10%ずつをボーダーゾーンとする。
4. ボーダーゾーンのうち、アドミッションポリシーに合う生徒を自己申告書・活動/行動の記録から判断し、合格とする。
5. 4までで募集定員に空きがある場合は総合点の高い順に合格とする。



●パターン②（特別選抜[面接実施]）

1. 国・数・英の3教科の合計点が基準点に達した生徒のうち、アドミッションポリシーに合う者を面接・自己申告書・活動/行動の記録から判断し、募集定員の50%を上限として合格とする。面接：自己申告書：活動/行動の記録＝2：1：1の割合で重視する。
2. 残りの生徒を総合点の高い順に並べる。
3. 募集人員を満たすよう上から順に合格とする。



※詳細は教育委員会の資料でご確認ください。